

鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る映像コンテンツ制作等業務委託
仕様書(企画提案時)

本仕様書は、「鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る映像コンテンツ制作等業務委託」(以下「本業務」という。)の企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技時の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議のうえ、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る映像コンテンツ制作等業務委託

2 業務の目的

本市では現在、鴻臚北館東門や堀の一部や周辺地形の復元整備等を進めており、これに合わせ、鴻臚館跡展示館(以下「展示館」という。)において、新たな展示手法を導入し魅力を向上することとしている。本業務は令和7年10月に作成した「鴻臚館跡展示館展示リニューアル実施設計」で示す、「映像投影壁面(以下、「大型スクリーン」という。)」部分に投影する映像コンテンツの制作を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

4 履行場所(対象施設)

福岡市中央区城内1(鴻臚館跡展示館)

5 業務内容

「鴻臚館跡展示館展示リニューアル実施設計」で示す大型スクリーン部分に投影する、動画の制作を行うものとする。制作する動画については、別途契約予定である「鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る展示物製作・設置等業務委託」で製作する、他のコンテンツ等を含めたコンセプトから逸脱せず、鴻臚館が有していた「古代の迎賓館」「国際交流の窓口」等の役割を理解し反映すること。

(1) 映像コンテンツ制作

① 展示館内における大型スクリーンでの投影を想定した映像コンテンツを作成すること。

※制作した映像コンテンツは、展示館内で開館時において常時投影する予定

② 制作する映像コンテンツは、より効果的に鴻臚館の歴史ストーリーを伝えるためのプランを提案すること。

(2) 映像コンテンツの内容

全国で唯一、鴻臚館の実物遺構が発掘されているのは福岡市だけであり、その遺構は東アジアとの交易の痕跡や、国内外の人々の交流を現代に伝える重要な歴史的資産である。その価値を十分理解し、来館者へ効果的に伝える手法・演出によって、往時の鴻臚館の建物や人々の姿、遣新羅使・遣唐使の想いなどが想起される映像コンテンツを制作する。

今回のリニューアルにおいては、映像コンテンツの経過時間に合わせて遺構部分の照明を連動演出させる、無

線調光システムを採用しているため、今回の提案において、映像コンテンツと連動した照明演出も検討し、映像シナリオの場面転換にあわせて照明演出の変化がわかるよう、演出コンテ資料を作成すること。

なお、大型スクリーンや映像音響機器の設置位置、機器構成、ゾーニング・動線計画、その他展示館内の映像コンテンツ設計概要などは、別添1及び別添2の資料を参照すること。

また、映像コンテンツ検討にあたっては、実施設計にて記載された映像音響機器を無駄なく使用し、追加機器設置に関しては原則認めない。

(3) 映像コンテンツの仕様

上記の映像を制作するにあたり、以下の点に留意すること。

映像の長さ	提案による
ナレーション	無し
BGM及び効果音	有り(ステレオ音声)
再生仕様	原則、ループ再生
解像度	7200 × 2160 ピクセル(30コマ/秒) ※大型スクリーン面に耐えうる解像度を想定

- ①制作する映像コンテンツ全体を通して色彩の編集や雰囲気統一すること。
- ②映像コンテンツの雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。
- ③テロップや文字での解説を多用せず、ビジュアルで情報発信を行うことに留意すること。テロップや文字を挿入する場合は、ネイティブスピーカーによる確認を行い、多言語対応を行うこと。
- ④映像コンテンツを制作するにあたり、既存の動画や静止画などの素材を活用する場合の権利関係の許諾手続き及び発生する使用料等については、受注者にて行い、その費用についても見積額に含めること。
- ⑤映像コンテンツの制作にあたっては、撮影場所の日程調整等のアポイント含め、WebサイトやSNSへの掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。
- ⑥特殊な撮影(超高精細映像、ドローンカメラの使用、タイムラプス撮影等)、CGやアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用し、視聴者の視覚や聴覚に訴える工夫を行うこと。
- ⑦制作する映像コンテンツの完成までに、市による複数回の内容確認及び修正指示を受けること。

(4) 現場検証作業

- ①発注者立ち会いのもと、現場にて投影検証を行うこと。制作した映像コンテンツは別途発注予定の業務である「鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る展示物製作・設置等業務委託(以下、「別途業務」という)」の受注者が機器にインストールを行うため、必要に応じて制作したデータの調整を行い成果物の制作を行うこと。
- ②照明と連動する演出コンテの内容が、展示館全体の雰囲気と調和するか、動作検証を行うこと。
なお、照明調整は別途業務の受注者が設定を行うため、具体的な調整要望(点灯、消灯する器具の指定や、光量の割合など)を示し、現地にて動作検証を行うこと。
- ③映像コンテンツの内容に関しては、発注者や別途業務の受注者とも十分に調整しながら、制作する

こと。

- ④現地での作業等にあたっては、個人情報保護、労務管理、火器取締など必要な責任者を定め、管理体制を確立するものとする。

(5) 保守及びメンテナンスなど

- ①製作した動画について、本市の施策や鴻臚館の研究成果の発展状況に応じた、軽微な修正等に対応すること。
- ②対応年数は最低3年とし、緊急時などに迅速に対応できる体制を構築すること。

(6) 付随する業務

- ①打合せ記録簿の作成
- ②設置に必要な現場調査や調整、進捗管理、業務報告等に関すること
- ③鴻臚館復元整備等関連事業との調整
- ④その他、制作に関して付随する業務の一切

(7) 提案内容

- ①映像を制作するにあたって、鴻臚館の歴史やストーリーをメインに、多様な場面や様々なターゲットごとに、よりわかりやすく伝える動画の編集プラン(内容や時間、製作本数など)について提案すること。
- ②映像と連動した照明演出も検討し、照明演出の変化がわかるよう、演出コンテ資料を作成し提案すること。
- ③映像のメンテナンスについては、「(5) 保守及びメンテナンス」の内容を踏まえ、対応期間や内容について提案すること。

(8) 自由提案

- ・本仕様書の記載する事項以外に、本業務委託の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、提案上限額内で提案すること。

6 成果品

- ①映像データ一式(MP4形式)
- ②照明連動に係る演出コンテ資料
- ③打合せ記録簿

上記のデータをハードディスクで2部、資料類はファイリングし、3部提出すること。

7 打ち合わせ及び協議

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを次のとおり実施し、その内容については、記録簿(任意様式)を作成すること。

- ・当初:業務着手時
- ・業務期間中:1回以上/月(必要に応じ随時)
- ・最終:成果品納入時

8 参考資料の貸与について

受託者に対して、業務の遂行上必要となる資料については、発注者と協議の上、別途貸与するものとする。

9 守秘義務

- (1) 業務上知り得た機密事項等を第三者に漏洩してはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別される恐れがあるものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。（※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照）
- (2) この契約において業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後も同様とする。

10 統括責任者の選任及び各業務責任者の選任

- (1) 業務を遂行するために、すべての業務を統括して指揮監督する責任者（以下「統括責任者」という。）及び各業務における責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、届けること。
- (2) 統括責任者及び各業務責任者は、業務の遂行上、発注者との連絡を密に行うとともに、各業務との連携を図り、業務従事者の各業務に係る指揮監督を行うこと。

11 その他

- (1) 事業者決定後に、内部の協議等により、動画の構成や内容等について修正が想定されることに留意し業務を行うこと。
- (2) 各業務に係る一切の経費は、すべて委託料に含むものとする。
- (3) 業務を遂行するための実施計画（スケジュール等）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点から、必要となる書類を提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧にこれを行うこと。
- (5) 業務の遂行にあたって、受託者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、本市監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (6) 業務の遂行にあたって、受託者は打ち合わせ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、本市監督員に提出すること。
- (7) 業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は業務の遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は、一覧表を作成し、業務終了後、速やかに返却すること。
- (8) 本業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、本市に帰属するが、第三者が権利を有する著作素材については、利用許諾を得た範囲で利用できるものとして、著作権は第三者に帰属する。受託者は、本市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならな

い。

- (9) 現在、事業を進めている復元整備工事等をはじめ、他の事業と連携し業務を進めること。
- (10) 本業務の遂行にあたって知り得た情報等について、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、本業務の完了後も同様とする。
- (11) 本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって完了とするが、業務完了後であっても受託者は、契約の内容に適合しないもの（不良またはこれにより生じたと認められる損傷や不具合）があるときは、すみやかに必要な措置を講じるものとする。
- (12) 業務の一部を再委託する場合は以下のことに留意すること。
 - ア) 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - イ) 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (13) 現場設置では、労働基準法、労働安全衛生規則、その他の関係法令に従い、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難などの事故防止について遺漏のないようにすること。以上の天災を除いた災害については、引渡し前においては全て受託者の負担とする。
- (14) 現場設置業務の完了に際しては、業務対象範囲及び当該範囲に至る経路等の後片付け、清掃を入念に行うこと。また、発生した廃棄物などは関係法令に従い適切に処理を行うこと。
- (15) 業務対象範囲への資料、制作物、資材などの搬入は、本市監督員の指示によって行うものとする。また、搬入作業の開始及び終了時には、本市監督員に報告し承認を得るものとする。
- (16) 本市監督員が必要と認めた場合には、受託者は中間検査を行い、その結果を本市監督員に報告するとともに、その処理について本市監督員と協議のうえ決定すること。
- (17) 受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託先及びその範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。
- (18) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (19) 個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認できるもの（第三者認証（ISO/IEC27001、プライバシーマーク等））があれば提出すること。また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点からBccを使用することを徹底するものとする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取り扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。契約期間が満了した場合においても同様とする。